

PwC Japan Tax Newsletter

2008 年度税制改正概要

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界 150 か国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバル ネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 550 人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

このニュースレターは、概略的な内容をご紹介する目的で作成しており、この情報が個々のケースにそのまま適用できるとは限りません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースの担当者にお問い合わせください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話：03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2008 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームをさしています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

2008 年度の改正税法が 4 月 30 日に公布・施行されました。以下、
主な改正項目をご紹介します。

法人税概要

- 研究開発税制・情報基盤強化税制等の見直し
- 減価償却制度の見直し
- 工事進行基準の見直し
- その他(三角合併)等

中小企業税制

- エンジェル税制の見直し
- 情報基盤強化税制
- 教育訓練費税額控除制度
- 各種延長規定

移転価格税制

金融・証券税制

- 上場株式等の譲渡所得等に対する課税
- 上場株式等の配当所得に対する課税
- 損益通算の特例

国際課税

- 非居住者または外国法人の利子所得に対する課税
- 外国金融機関等の債券現先取引にかかわる利子の課税の特例
- 特定外国子会社等にかかわる所得の課税の特例
- 代理人等の恒久的施設の範囲

特定目的会社および投資法人に関する課税

相続税

- 相続税の納税猶予制度の創設
- 財産評価基本通達の改正
- 住宅取得等資金にかかわる相続時精算課税制度

その他

- 寄附金税制関係
- 地方税関係
- 土地税制関係
- 円滑・適正な納税環境整備
- その他(トン数標準税制、公益法人制度)

法人税概要

1. 研究開発税制・情報基盤強化税制等の見直し

(1) 研究開発税制

資源に乏しいわが国が持続的な成長を実現させるためには、将来の発展の基盤となるイノベーションの創出が鍵となります。そのため、研究開発税制を拡充し、現行の試験研究費の総額にかかわる税額控除とは別に、試験研究費を増加させた場合と売上高に占める試験研究費の割合が一定の水準を超える場合のいずれかを選択して適用できる税額控除制度が新たに創設されました。この制度における控除税額の上限は、試験研究費の総額にかかわる税額控除制度または中小企業技術基盤強化税制とは別に、当期の法人税額の 10%相当額が限度となり、総額で 30%の税額控除が可能となります。なお、この改正は、2008 年 4 月 1 日以後開始する事業年度について適用されます(措法附則 56、75、所得税法等の一部を改正する法律附則第一百九条の二の規定による経過措置を定める政令(以下、「経過措置令」といいます)16)。

	控除制度	改正前	改正後
税額控除率	総額型 (恒久的措置)	試験研究費の 8~10% 売上高試験研究費比率 による	試験研究費の 8~10% 売上高試験研究費比率による (措法 42 の 4①、68 の 9①)
	増加型(時限立法) 改正内容については 2008 年 4 月 1 日から 2010 年 3 月 31 日までの間に開始す る各事業年度について適用	比較試験研究費の額を 上回る部分の 5%	以下のいずれかの選択 ①比較試験研究費の額を上回る部分の 5% ②試験研究費の額が平均売上額の 10%相 当額を超える部分の金額×税額控除率 税額控除率=(試験研究費割合-10%) × 0.2 (措法 42 の 4⑨、68 の 9⑨)
	産官学連携	特別試験研究費の額の 12%(総額にかかわる 控除割合を 12%から控 除するものとする)	特別試験研究費の額の 12%(総額にかかわ る控除割合を 12%から控除するものとする) (措法 42 の 4②、68 の 9②)
控除限度額		当期法人税額の 20%	総額型・産官学連携については併せて当期 法人税額の 20% (措法 42 の 4①②、68 の 9①②) 増加型については当期法人税額の 10% (措法 42 の 4⑨、68 の 9⑨)

(2) 情報基盤強化税制

青色申告書を提出する法人が 2008 年 3 月 31 日までの間に、情報基盤強化設備等を取得し、これを国内にある事業の用に供した場合には、基準取得価額(取得価額 × 70%)の 10%相当額の税額控除(または基準取得価額の 50%相当額の特別償却との選択適用)が認められていました。情報セキュリティを確保しつつ生産性の向上を図る観点から、この度の改正により次の見直しを行ったうえで、その適用期限が 2 年延長されました(措法 42 の 11①②、68 の 15①②)。

- 本税制の適用の対象となっているソフトウェアは ISO15408 認証(セキュリティ対応)を受けた次の①から③ですが、改正により④が対象に追加されました(措規 20 の 5 の 2①)。この改正は、2008 年 4 月 1 日以後に取得または製作をした設備について適用されます(措規附則 17)。

- ① OS(これと同時に設置されるサーバーを含む)
- ② データベース管理ソフトウェア(これと同時に設置されるアプリケーションソフトウェアを含む)
- ③ ファイアウォール(組織内のコンピュータネットワークへ外部から侵入されることを防ぐシステム)
- ④ 情報基盤強化税制について、部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアとして一定の要件を満たすもの

- 改正前税法で適用対象とされたのは、年間投資額の合計額が 1 億円以上(資本金 1 億円以下の法人については、300 万円以上、資本金 1 億円超 10 億円以下の法人については 3,000 万円以上)の場合のこれらのソフトウェアですが、資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の法人等について、取得価額の合計額の最低限度が 300 万円から 70 万円に引き下げられました(措令 27 の 11①)。
なお、この改正は、2008 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用されます。ただし、同日前に開始し同日以後に終了する事業年度については、同日以後事業年度終了までの期間の対象設備取得価額が 70 万円以上であれば、当該期間に取得した資産については本制度が適用されます(措令附則 38)。
- 資本金の額または出資の額が 10 億円超の法人が取得する対象設備等の取得価額の合計額のうち、本税制の対象となる金額は、200 億円を限度とします(措法 42 の 11①②、68 の 15①②)。
なお、この改正は、2008 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度について適用されます(そのうち、同日前に開始した事業年度については、同日以後に取得する対象設備取得価額のみが上記限度の対象とされます)(措法附則 59、経過措置令 16)。
- なお、2008 年 4 月 1 日以後に締結する所有権移転外リース取引にかかわる契約により取得した情報基盤設備等については、特別償却制度はありませんが、取得にかかわる税額控除は適用することができます(措法 42 の 11⑥、68 の 15⑥)。

(3) 教育訓練費

改正前は青色申告書を提出する法人で教育訓練費の額が増加した場合等において、2008 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において以下の税額控除が認められていました。

対象法人	大企業	中小企業
改正前の控除税額	教育訓練費が前 2 期の平均額から増加した場合、 増加額 × 25% (法人税額の 10%を上限)	左の方法との選択により、教育訓練費が前 2 期の平均額から増加した場合、 教育訓練費の総額 × 増加率の 50% (20%を上限)
改正後の控除税額	適用期限をもって廃止	教育訓練費の総額 × 税額控除率 (8~12%) 税額控除率 = 8% + (教育訓練費 / 労働費用 - 0.15%) × 40 (措法 42 の 7⑤⑥、68 の 12⑤⑥)

改正により、対象を中小企業に限定しつつ、教育訓練費の計画的な増加が困難な中小企業が利用しやすい仕組みに改組されました。具体的には、労働費用に占める教育訓練費の割合が中小企業者等のほぼ平均である 0.15% 以上の場合に、教育訓練費の総額に、労働費用に占める教育訓練費の割合に応じた税額控除率 (8~12%) を乗じた金額を税額控除できる制度に改組したうえ、本措置が中小企業等基盤強化税制の中に位置付けられました(措法 42 の 7⑤⑥、68 の 12⑤⑥)。なお、この改正は、2008 年 4 月 1 日以後開始する事業年度について適用されます(措法附則 56、79、経過措置令 16)。

なお、教育訓練費の増加額にかかわる税額控除制度における大企業分については、適用期限の到来をもって廃止されました(旧措法 42 の 12①、68 の 15 の 2①)。

2. 減価償却制度の見直し

減価償却制度について、次の見直しが行われました。

- 減価償却制度については、2007 年度税制改正において、償却可能限度額を撤廃する等の抜本的な見直しが行われました。今般、さらに、減価償却資産の使用実態を踏まえ、機械および装置を中心に、実態に即した使用年数をもとに資産区分の大括り化を図るとともに、法定耐用年数が見直されました。なお、この改正は、既存の減価償却資産を含め、2008 年 4 月 1 日以後開始する事業年度について適用されます(耐用年数省令附則 2)。
- 法定耐用年数の短縮特例制度について、承認申請の事務負担に配慮し、以下のような場合には改めて承認申請をすることなく、変更点等の届出により短縮特例の適用を受けることができるように、手続の簡素

化が図られました(法令 57⑦⑧)。なお、この改正は、2008 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度において減価償却資産の取得をした場合について適用されます(法令附則 10)。

- 本特例の適用を受けた減価償却資産の一部について、これに代わる新たな資産を取替えた場合
- 本特例の適用を受けた減価償却資産と材質または製作方法を同じくする減価償却資産の取得をした場合等

3. 工事進行基準の見直し

法人税法上は工事進行基準が適用できる場合が限定されていますが、工事契約にかかわる会計基準の見直し(企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第 18 号「工事契約に関する会計基準の適用指針」の公表(2007 年 12 月 27 日 企業会計基準委員会))に伴い、工事収益の計上方法等について、次のとおり見直しが行われました(法法 64①、法令 129①②、130①)。なお、この改正は、2008 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において着手する工事について適用されます(法法附則 19、法令附則 18、経過措置令 16)。

- 工事進行基準によるべき長期大規模工事の範囲について、工事期間要件を 2 年以上から 1 年以上に、請負金額要件を 50 億円以上から 10 億円以上に、それぞれ見直されました。
- 長期大規模工事以外で工事進行基準を適用できる工事の範囲に、損失が生じると見込まれる工事が追加されました。
- 工事進行基準の対象に、ソフトウェアの開発が追加されました。
- 工事進行基準の適用により計上した未収金は、その発注者を債務者とする金銭債権として、貸倒引当金制度等を適用することとされました。この改正は、2008 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より適用となります。

4. その他(三角合併等)

いわゆる三角合併等にかかわる対価として交付される株式に一株に満たない端数が生ずる場合において当該端数に代えて金銭が交付される場合および全部取得条項付種類株式が取得決議により取得される場合において価格決定の申立てに基づく金銭が交付される場合は、組織再編等の対価に関する要件の判定に際し、一株に満たない端数の株式が交付されたものとして課税関係を判定することが明確化されました(法法 61 の 2⑭三)。これは 2008 年 4 月 30 日以後に行われる取得決議、ならびに三角合併等について適用されます(法法附則 18)。

中小企業税制

1. エンジェル税制の見直し

個人が、下記の要件を満たす特定新規中小会社が発行した株式を払込みにより取得した場合には、その出資した金額について、1,000 万円を限度として寄附金控除の対象とされました(措法 41 の 19①)。

なお、その出資した金額のうち、この特例の適用を受けて総所得金額等から控除した金額は、取得した特定新規中小会社の株式の取得費から控除することとなります。

- 設立 1 年目の株式会社
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者
- 設立 2 年目または 3 年目の株式会社
特定新規中小企業者であって、前事業年度および前々事業年度における営業活動によるキャッシュフローが赤字であるもの

上記の特例は、2008 年 4 月 1 日以後に取得した株式から適用されます(措法 41 の 19①)。

また、「特定中小会社が発行した株式にかかわる譲渡所得等の 2 分の 1 課税の特例」については、廃止されました(旧措法 37 の 13 の 3)。

2. 情報基盤強化税制

法人税概要 1. 研究開発税制・情報基盤強化税制等の見直し(2) 情報基盤強化税制 参照のこと。

3. 教育訓練費税額控除制度

法人税概要 1.研究開発税制・情報基盤強化税制等の見直し(3)教育訓練費 参照のこと。

4. 各種延長規定

下記の規定にかかわる適用期限が、それぞれ次のとおり延長されました。

- 中小企業投資促進税制
2010年3月31日まで2年延長されました(措法42の6①)。
- 交際費等の損金不算入制度における中小企業者にかかわる400万円の定額控除
2010年3月31日まで2年延長されました(措法61の4①)。
- 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度における中小企業者の設立後5年間に生じた欠損金額にかかわる適用除外措置
2010年3月31日まで2年延長されました(措法66の13①)。
- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
2010年3月31日まで2年延長されました(措法67の5①)。

移転価格税制

(1) 国外関連者に関する明細書記載事項の追加

国外関連者に関する明細書(別表17(3))に従業員数、利益剰余金、事前確認の有無等の記載事項が追加され(措規22の10、22の74)、2008年4月30日以後に開始する事業年度分の確定申告書に添付すべき書類について適用されます(措規附則20、27)。

(2) 相互協議にかかわる徴収猶予制度を地方税に創設

2007年度の税制改正で法人税に創設された移転価格課税にかかわる徴収猶予制度が地方税においても適用されます。具体的には、相互協議の申立てをした場合、課税の対象となる法人住民税または法人事業税について納税の猶予を申請することができます(要担保提供)。また、猶予期間に対応する延滞金も免除され(地法55の2・4、321の11の2・3)。この改正は2008年4月30日以後の申請について適用されます(地法附則4⑥)。

金融・証券税制

1. 上場株式等の譲渡所得等に対する課税

- 上場株式等の譲渡所得等にかかわる税率については、2008年12月31日をもって10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)が廃止され、2009年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)となります(法附則43①、措法37の10①)。
- 特例措置として、2009年1月1日から2010年12月31日までの間(以下、「経過期間」といいます)は、その年分の上場株式等にかかる譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分については、10%の軽減税率(所得税7%、住民税3%)が適用されます(法附則43②)。

2. 上場株式等の配当所得に対する課税

- 居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者(以下、「居住者等」といいます)が支払いを受けるべき上場株式等の配当等にかかわる源泉徴収税率については、2008年12月31日をもって10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)が廃止され、2009年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)となります(法附則33①、措法9の3①)。
- 特例措置として、経過期間中は居住者等が支払いを受けるべき上場株式等の配当等(大口株主が支払いを受けるものを除きます。以下、同様とします)にかかわる源泉徴収税率は10%(所得税7%、住民税3%)となりますが、その年中の当該軽減源泉徴収税率の適用の対象となった上場株式等の配当等(年間

の支払金額が1万円以下の銘柄にかかわるものを除きます)の額の合計額が100万円を超える場合には、申告不要の特例は適用されません(法附則 33③、④)。

- あわせて、2009年1月1日以後に居住者等が支払いを受けるべき上場株式等の配当所得について、20% (所得税 15%、住民税 5%) の税率による申告分離課税を選択できることとなり、特例措置として、経過期間中は、その年分に申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち100万円以下の部分については、10% (所得税 7%、住民税 3%) の軽減税率が適用されます(措法 8 の 4、法附則 32①)。
- 内国法人、外国法人または国内に恒久的施設を有しない非居住者が支払いを受けるべき上場株式等の配当等にかかわる源泉徴収税率については、2009年3月31日まで7%軽減税率(所得税)が適用され、2009年4月1日以後は15% (所得税) となります(法附則 33②)。

3. 損益通算の特例

その年または、その年の前年以前3年以内の上場株式等の譲渡損失の金額等があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り)から控除できることとなります。この改正は2009年分以後の所得税および2010年度分以後の住民税について適用されます(措法 37 の 12 の 2①、⑥)。

国際課税

1. 非居住者または外国法人の利子所得に対する課税

- ① 国内源泉所得の範囲に、外国法人の発行する債券の利子のうち国内において行う事業に帰せられるものが加えられました。当該改正は、外国法人が2008年5月1日以後に発行する債券の利子について適用されます(所法 161 四口、法法 138 四口、法附則 5、23、経過措置令 16)。
- ② 外国法人が国外において発行する割引債について、当該割引債の発行差金のうち国内において行う事業に帰せられるものがある場合には、その発行時に、投資家が受けるべき償還差益のうちこれに対応する部分に対して18%の税率により源泉徴収を行うこととされました。当該改正は、2008年5月1日以後に発行される割引債の償還差益について適用されます(措法 41 の 12、法附則 52、経過措置令 16)。
- ③ 民間国外債等の利子の課税の特例について、その対象の範囲に一定の外国法人が発行する債券の利子が加えられた上で、当該特例の適用期限が2年間延長されました(措法 6、41 の 13、67 の 16、法附則 31、53、69、経過措置令 16)。なお、居住者・内国法人が支払いを受ける民間国外債の利子に対する改正後の源泉徴収にかかわる規定については、2008年5月1日以後に発行される民間国外債に適用されます(措法 6、法附則 31、経過措置令 16)。

改正前は、外国法人の発行する債券の利子が当該外国法人の国内において行う事業に帰せられるものであっても、当該利子は国内源泉所得に該当しないとされていたため、租税条約の適用により所得の源泉が変更される場合を除いて、源泉徴収の対象となる国内源泉所得に該当しませんでした。上記①および②の改正は、上記取扱いを見直すべく導入されたものと考えられます。上記③の改正は、一定の外国法人が発行する債券を、新たに民間国外債等の利子の課税の特例の対象範囲に含めるものであり、上記①および②の改正とあわせて、今後の流動化・証券化のストラクチャリング等へ影響を及ぼすことが考えられます。

2. 外国金融機関等の債券現先取引にかかわる利子の課税の特例

外国金融機関等の債券現先取引にかかわる利子の課税の特例について、その適用期限が撤廃されました。当該特例は、2002年度税制改正において、国内外の金融機関の間で行われるいわゆるレポ取引の促進のために2年間の特別措置として創設され、その後、適用期限が延長されてきましたが、その適用期限が撤廃され、恒久化されました(措法 42 の 2、67 の 16)。

3. 特定外国子会社等にかかわる所得の課税の特例(いわゆる外国子会社合算税制)の適用における内国法人の株主グループの判定

内国法人等の特定外国子会社等にかかわる所得の課税の特例(いわゆる外国子会社合算税制)の適用上、合算課税適用の対象となる内国法人の持分比率(外国関係会社の発行済株式等の5%以上)の判定におけるその保有

者については、日本の居住者(特殊関係にある非居住者を含む)、内国法人、同族株主グループに属する居住者・内国法人、内国法人の役員およびその親族等(いずれも非居住者を含む)の有する株式が含まれます。この度の改正により、上記の同族株主グループの範囲に、内国法人の役員等が支配する法人を加えるとともに(措令39の16⑧ニイ)、適用除外を判定する非関連者基準にかかわる関連者の範囲に、内国法人、特定外国子会社等その他の関連者とされる法人の役員等が支配する法人を加えることとされました(措令39の17①五)。

また、特殊関係株主等である内国法人等にかかわる特定外国法人にかかわる所得の課税の特例(コーポレート・インバージョン対策合算税制)についても、関連者の範囲等について同趣旨の改正が行われました(措令39の20の8②)。

上記の改正は、特定外国子会社等または特定外国法人の2008年4月30日以後に終了する事業年度について適用されます(措令附則41、42)。

4. 非居住者または外国法人の課税にかかわる代理人等の恒久的施設の範囲について

改正前は、独立の地位を有する代理人等も非居住者または外国法人の日本国内における恒久的施設に含まれていましたが、改正により独立代理人は恒久的施設の範囲から除外されました。(所令290、法令186)

上記の改正は、原則として、2008年4月1日以後の代理人等の判定について適用されます。(所令附則14、法令附則25)

特定目的会社および投資法人に関する課税

- 特定目的会社にかかわる課税の特例等について、支払配当等の損金算入等の要件における適格機関投資家の範囲が見直されました(措法67の14、67の15、68の3の2、68の3の3)。投資法人が取得する一定の不動産等にかかわる不動産取得税の課税標準の特例措置においても、同様の見直しが行われました(地規附則3の2の12②、3の2の14②)。
- 投資法人にかかわる課税の特例について、支払配当等の損金算入の要件である同族会社に該当しないことの判定が3株主グループから1株主グループによる判定になりました。当該改正は、2008年4月1日以後に終了する事業年度について適用されます(措法67の15①、措令39の32の3④、法附則68、経過措置令16)。
- 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合の所有権移転登記等に対する登録免許税の軽減税率が引き上げられ、その適用期限が2年延長されました(措法83の3)。

	2009年3月31日まで	2009年4月1日から 2010年3月31日まで	2010年4月1日から
税率	0.8%	0.9%	通常の法人と同様

- 特定目的会社等が納付した外国法人税の額は、外国税額控除に代えて、特定目的会社の利益の配当等に対する所得税の額から控除することとされ、その控除限度額は、当該所得税の額とされました。当該改正は、2008年4月30日以後に開始する事業年度に納付する外国税額について適用されます(措法67の14、67の15、68の3の2、68の3の3、法附則67、68、72、73、経過措置令6、7、8、9、16)。

相続税

1. 相続税の納税猶予制度の創設(2009年度税制改正の見込み)

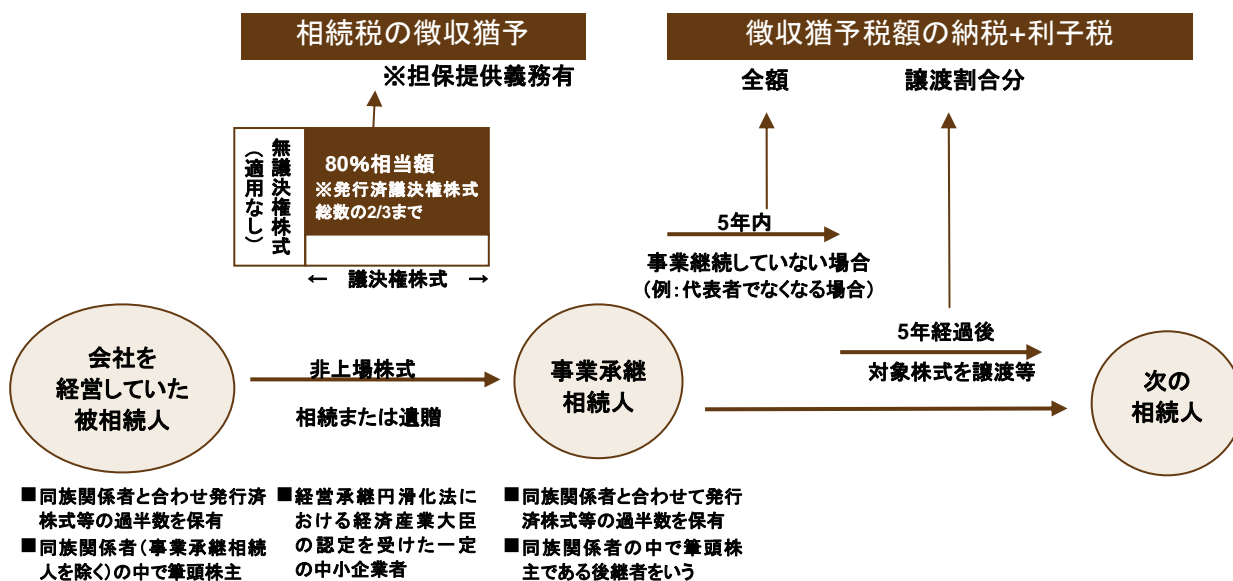
「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が2008年5月9日に公布され、2008年10月1日から施行されることになりました。この法律の制定を踏まえ、2009年度税制改正において「取引相場のない株式等にかかわる相続税の納税猶予制度」が創設され、2008年10月1日に遡って適用される見込みです。

なお、現行の特定同族会社株式等にかかわる相続税の課税価格の計算の特例は、所要の経過措置を講じた上で廃止される見込みです。

(1) 概要

事業承継相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から、相続等によりその会社の株式等を取得しその会社を経営していく場合には、その事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等(相続等の結果、その会社の発行済議決権株式の総数等の3分の2に達するまでの部分)にかかわる課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます(2008年度自由民主党税制改正大綱)。

- 事業承継相続人の要件
「事業承継相続人」とは、「中小企業における事業の承継の円滑化に関する法律」における経済産業大臣の認定を受けた一定の中小企業の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中で筆頭株主である後継者をいいます。
- 被相続人の要件
被相続人は、その会社の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者(事業承継相続人を除く)の中で筆頭株主であったことが要件とされます。
- 担保の要件
この規定の適用を受けるためには、原則として、納税猶予の対象となった株式等のすべてを担保に供しなければなりません。
- 納税猶予額の計算
納税猶予の対象となる株式等のみを相続するとした場合の相続税額から、その株式等の金額の20%に相当する金額の株式等を相続するとした場合の相続税額を控除した額が猶予税額となります。
- 納税猶予額の免除
事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合等一定の場合には、猶予税額が免除されます。
- 納税猶予額の全部または一部の納付
次の場合には、猶予税額(相続税の法定申告期限からの利子税を含む)を納付しなければなりません。
 - － 事業承継相続人が、相続税の法定申告期限から5年の間に、代表者でなくなる等、事業を継続していないと認められる場合には、その時点で猶予税額の全額を納付しなければなりません。
 - － 法定申告期限から5年経過後において、納税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その時点で、納税猶予の対象となった株式の総数等に対する譲渡株式の総数等の割合に応じた猶予税額を納付しなければなりません。
- 租税回避行為の防止規定
個人資産の管理等を行う法人の利用等による租税回避行為を防止する措置が講じられます。



(2) 適用時期

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の施行日である2008年10月1日に以後に開始する相続等から適用される見込みです。

2. 財産評価基本通達の改正

営業権の評価について改正が行われました(「2008年3月14日 財産評価基本通達の一部改正について(法令解釈通達)」)。

なお、当該営業権の評価を含む通達の改正は、2008年1月1日以後の相続等から適用されます。

営業権の評価について改正された項目のうち主な事項は下記のとおりです。

- 従来は、超過利益金額に複利年金現価率を乗じた金額(A)と前期の所得の金額(B)とのいずれか低い金額が営業権の評価額とされていましたが、改正により当該取扱いが廃止され、上記(A)をもって営業権の評価額とすることとされました。
- 超過利益金額の算定上控除する標準企業者報酬額が大幅に改められました。
- 超過利益金額の算定上控除する資本利子について、従来は「総資産価額×営業権の持続年数に応ずる基準年利率」でしたが、改正により「総資産価額×5%」に改められました。

3. 住宅取得等資金にかかわる相続時精算課税制度の特例期限延長

適用期限が2009年12月31日まで2年延長されました(措法70の3、70の3の2)。

その他

1. 寄附金税制関係

(1) 公益法人制度改革への対応

公益法人制度改革に伴い、特定公益増進法人の範囲に公益社団法人および公益財団法人が追加されました(法法2六、法法別表第二)。また、譲渡所得等の非課税の特例について、非課税特例の適用対象となる法人に公益社団法人および公益財団法人ならびに特定の一般社団法人および一般財団法人が追加されました(措法40)。

- (2) 特定公益増進法人への寄附金に係わる損金算入限度額の引き上げ
特定公益増進法人等に係わる寄附金の損金算入限度額について、所得基準が従来の所得の金額の 2.5% 相当額から 5%相当額に引き上げられました(法法 37④、法令 77 の 2①)。

なお、上記(1)の改正は 2008 年 12 月 1 日から適用され、(2)の改正は 2008 年 4 月 1 日以後開始事業年度について適用されます(法法附則 1 五口、措法附則 50、法令附則 2)。

(3) 個人住民税の寄附金税制

- 控除対象寄附金の拡大
寄附金控除の対象に都道府県または市区町村が地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして条例により指定したものが追加されました。また、従前の所得控除方式を税額控除方式に改め適用対象寄附金にかかわる控除率を道府県民税については 4%、市長村民税については 6%とされました。さらに、寄附金控除の控除対象限度額が現行の総所得金額の 25%から 30%に引き上げられるとともに、寄附金控除の適用下限額が現行の 10 万円から 5 千円に引き下げられました(地法 37 の 2、地法 314 の 7)。
- 「ふるさと納税」制度の創設
都道府県または市区町村に対する寄附金については、通常の寄附金控除に加え、当該寄附金が 5 千円を超える場合には、その超える金額に 90%から寄附を行った者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額の 5 分の 2 を道府県民税から、5 分の 3 を市町村民税からそれぞれ税額控除することとされます(地法 37 の 2、314 の 7)。
- なお、上記の改正は、2009 年度分以後の個人住民税について適用されます(地法附則 3)。

2. 地方税関係

現行の法人事業税を分離し、地方法人特別税を創設するとともに、その収入額を人口および従業者数を基準として都道府県に譲与する地方法人特別譲与税が創設されました。これにより、従来法人事業税として納税していたものの一部を、一度国に納付し、これを国が地方に再分配することとなります。

- (1) 法人事業税の改正および地方法人特別税ならびに地方法人特別譲与税の創設
法人事業税の標準税率が次のとおり改正されました(地方法人特別税等に関する暫定措置法(以下「暫定措置法」)2)。これは 2008 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます(暫定措置法 2)。

- 資本金の額または出資金の額(以下「資本金」という)1 億円超の普通法人の所得割の標準税率

	現行	改正後
年 400 万円以下の所得	3.8%	1.5%
年 400 万円超年 800 万円以下の所得	5.5%	2.2%
年 800 万円超の所得および清算所得	7.2%	2.9%

- 資本金 1 億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

	現行	改正後
年 400 万円以下の所得	5.0%	2.7%
年 400 万円超年 800 万円以下の所得	7.3%	4.0%
年 800 万円超の所得および清算所得	9.6%	5.3%

● 特別法人の所得割の標準税率

	現行	改正後
年 400 万円以下の所得	5.0%	2.7%
年 400 万円超の所得および清算所得	6.6%	3.6%
特定の協同組合等の年 10 億円超の所得	7.9%	4.3%

● 収入金額課税法人の収入割の標準税率

	現行	改正後
電気供給業、ガス供給業および保険業を行う法人の収入金額に対する税率	1.3%	0.7%

(注) 3 以上の都道府県に事務所または事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金 1,000 万円以上であるものの所得割にかかわる税率については、軽減税率の適用はありません。

(2) 地方法人特別税の創設

地方法人特別税の基本的な仕組み (暫定措置法 8~12)

- 納税義務者
地方法人特別税は、法人事業税(所得割または収入割)の納税義務者に対して課される国税です。
- 課税標準
法人事業税額(標準税率により計算した所得割額または収入割額)
- 税率
 - 付加価値割額、資本割額および所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率 148%
 - 所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率 81%
 - 収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率 81%
- 申告納付
地方法人特別税の申告納付は、都道府県に対して、法人事業税と併せて行うことになります。
- 国への払い込み
都道府県は、地方法人特別税として納付された額を国に払い込むことになります。

適用期日

地方法人特別税は、2008 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます(暫定措置法附則 1・2)。

(3) 地方法人特別譲与税の創設

地方法人特別税の収入額を、都道府県へ配分する地方法人特別譲与税が創設されました。地方法人特別譲与税の配分の基準は 2 分の 1 が直近の国勢調査による人口、残りの 2 分の 1 が従業者数であり、2009 年度から都道府県に対する配分が行われます(暫定措置法 32・33、同法附則 2②・3)。

3. 土地税制関係

土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率が次のとおり引き上げられたうえ、その適用期限が 3 年間延長されました(措法 72)。

	2008 年 4 月 1 日以後 2009 年 3 月 31 日 まで	2009 年 4 月 1 日以後 2010 年 3 月 31 日 まで	2010 年 4 月 1 日以後 2011 年 3 月 31 日 まで
土地の売買による所有権の移転登記	1%	1.3%	1.5%
土地の所有権の信託の登記	0.2%	0.25%	0.3%

4. 円滑・適正な納税のための環境整備

事前照会に対する文書回答手続の改善

事前照会に対する文書回答手続について、次の措置が講じられました(「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」の一部改正について(事務運営指針) 2008年3月7日改正)。

- 文書回答を行う対象となる事前照会の範囲に、将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能ものが加えられました。
- 照会・回答内容の公表に関して、事前照会者名等の事前照会者を特定する情報は原則非公表とされました。
- 回答文書の公表を延期できる期間が現行の120日以内から180日以内とされました。
- 文書回答までの期間について現状では、「照会文書が到達した日から原則3ヶ月以内に行うように努める」とされていますが、「原則3ヶ月以内の極力早期に行うように努める」とこととされました。

上記の改正は、2008年4月1日以後に提出される照会文書について適用されます。

5. その他

(1) トン数標準税制

青色申告書を提出する法人で、海上運送法に基づく認定を受けた外航海運事業者は、みなし利益課税(トン数標準税制)の適用を選択することができるようになりました。適用を受けようとする法人は、適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までに、所轄税務署長にその旨を届け出なければなりません(措法59の2)。

トン数税制は、日本籍船による所得金額にのみ適用され、日本籍船による収入金額にかかわる所得金額が、運行トン数に応じた標準利益金額を超える場合には、その超える金額を損金の額に算入し、満たない場合には、その満たない金額を益金の額に算入する制度です。

(2) 公益法人税制

公益法人制度改革に伴い公益社団法人および公益財団法人について以下のように規定されました。

- 公益目的事業の収益事業からの除外
法人税の課税対象となる収益事業から公益社団法人および公益財団法人の行う公益目的事業は除外され、公益目的事業に対しては課税を行わないこととされました(法令5)。
- みなし寄附金制度
収益事業から公益目的事業に対して支出され、公益目的事業に使用される金額は、収益事業にかかわる寄附金とみなして損金算入限度額までの損金算入を認めることとされました(法法37)。
- 適用税率
公益社団法人および公益財団法人に対して適用される法人税率は、標準税率である30%とされました(法法66)。

上記に関してご質問がありましたら、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせ下さい。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
〒100-6015
東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号
霞が関ビル 15 階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	加藤雅規	03-5251-2536	masanori.kato@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	荒井優美子	03-5251-2475	yumiko.arai@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	鶴田将吾	03-5251-2464	shougo.tsuruta@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	蒲池茂	03-5251-2940	shigeru.kamachi@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
マネージャー	島田洋子	03-5251-2024	yoko.shimada@jp.pwc.com